第3回　民間保険会社が医療機関に求める診断書等の簡素化等に関する研究会	資料2
平成30年11月８日	

一般社団法人 生命保険協会

「診断書様式作成にあたってのガイドライン」改定の方向性（案）

これまでの議論を踏まえ、「診断書様式作成にあたってのガイドライン」について、以下のとおり改正に向け検討中。

議論の方向性	具体ポイント
①簡略請求の推進（診断書発行枚数の縮減に向けて） ○簡略請求（医療機関発行の領収証等を診断書の代替として請求を認める仕組み）の推進により、診断書の証明依頼自体を縮減	○現行、医療保険を中心に、9割強の会社で簡略請求が可能 ○また、公的な申請書類にて代替できないか、商品性も考慮しつつ継続検討
②診断書項目の見直し （経過欄について） ○これまでも、「『経過欄』から『所定欄』への記載の誘導」が望ましい旨、記載してきたが、その点をより明確化。 （その他） ○必ずしも医師に証明を求めなくとも足りる項目の取扱いに関してGL改定を検討	○左記事項についてGL改定を検討 ○なお、研究会で「経過欄」に関し言及のあった各会社において、「経過欄」のない診断書に切り替え済　※ 12月での切り替え予定含む
③その他 （病院への電話照会） ○病院に電話にて照会を行う場合、照会内容が機微情報であることや、病院・医師の確認・回答の負担に配慮して照会を行うことが望ましい点、記載 （診断書ガイダンス） ○診断書を発行する医療機関への情報提供の充実に関する部分の記載について、更なる充実化等を検討	（病院への電話照会） ○左記視点を踏まえた、適切な運営がなされるよう、業界内で注意喚起を図っていく（ガイドラインに盛り込むか、検討） （診断書ガイダンス） ○特に、診断書様式の各項目の意味合い等に関する部分についての充実化を検討